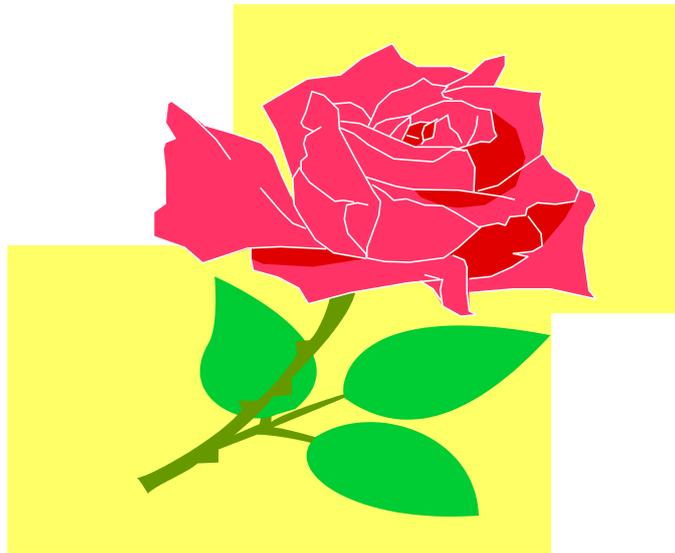


議会月報

令和 7 年
— 10・11月号 —
(合併号)



市の花 ばら

No.518

前橋市議会事務局

令和7年10・11月号目次

■ 議会のうごき	2
常任委員会	2
総務	2
教育福祉	4
市民経済	6
建設水道	8
議会運営委員会	10
各派代表者会議	15
■ 議長会	28
■ ロビ－	31
10・11月の日誌	31
10・11月の視察来訪	31
図書室だより	32

■ 議 会 の う ご き

—— 常 任 委 員 会 ——

◇ 総務常任委員会

日時・場所 10月20日(月) 第一委員会室
開議 午前9時56分 散会 午前10時30分
出席委員 須賀委員長、大澤副委員長、宮崎、水野、新井、小林、石塚、横山、小曾根各委員
当局出席者 細谷副市長、総務、危機管理担当、未来創造、デジタル政策担当、財務各部長、会計管理者、消防局長、消防次長、政策推進、広報ブランド戦略各課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 第七次前橋市総合計画令和7年度行政評価報告書について(政策推進課)
- (2) 広報まえばしのリニューアルについて(広報ブランド戦略課)

(その他)

1 次期委員会の開催日程について

11月17日(月)午後1時から行うこととされた。

×

×

日時・場所 11月17日(月) 第一委員会室
開議 午後0時58分 散会 午後1時56分
出席委員 須賀委員長、大澤副委員長、宮崎、水野、新井、小林、石塚、横山、小曾根各委員
当局出席者 細谷副市長、総務、危機管理担当、未来創造、デジタル政策担当、財務各部長、会計管理者、消防局長、消防次長、職員、契約監理、防災危機管理、政策推進、情報政策、消防局総務、予防各課長、選挙管理委員会事務局長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋市長の給与の特例に関する条例の制定について(職員課)
- (2) 前橋市職員等の旅費に関する条例の改正について(職員課)
- (3) 前橋市公契約基本条例の改正について(契約監理課)
- (4) 工事請負契約の締結について(市庁舎外壁シーリングほか改修工事ほか3件)(契約監理課)

- (5) 工事請負契約締結の議決事項の変更について（駒寄スマート I C 産業団地造成事業雨水調整池築造工事ほか1件）（契約監理課）
- (6) 物品の購入について（消防ポンプ自動車ほか3件）（契約監理課）
- (7) 前橋市防災会議に関する条例の改正について（防災危機管理課）
- (8) 前橋工科大学の2号館、図書館の改築のスケジュール変更等について（政策推進課）
- (9) 第八次前橋市総合計画の策定に向けて（政策推進課）
- (10) 前橋市行財政改革推進計画の令和6年度取組結果について（情報政策課）
- (11) 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について（消防局総務課）
- (12) 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議について（消防局総務課）
- (13) 前橋市火災予防条例の改正について（予防課）
- (14) 前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について（選挙管理委員会事務局）

（その他）

1 次期委員会の開催日程について

1月19日（月）午前10時から行うこととされた。

◇ 教育福祉常任委員会

日時・場所 10月20日(月) 第一委員会室
開議 午後1時 散会 午後1時13分
出席委員 市村委員長、小川副委員長、岸川、吉田(博)、高橋、堤、窪田、角田、近藤(好)、
中林各委員
当局出席者 猪俣副市長、教育長、福祉、こども未来、健康各部長、指導担当次長、障害福祉、
教委総務各課長

(陳情)

1 排泄予測支援機器「DFree」の日常生活用具認定に関する陳情書

令和7年10月9日付で議長宛てに提出され、教育福祉常任委員会に送付された陳情書について、障害福祉課から対応状況等の説明があった。

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 令和7年度前橋市教育文化功労者の表彰について(教委総務課)

(その他)

1 次期委員会の開催日程について

11月17日(月)午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所 11月17日(月) 第一委員会室
開議 午前9時55分 散会 午前11時53分
出席委員 市村委員長、小川副委員長、岸川、吉田(博)、高橋、堤、窪田、角田、近藤(好)、
中林各委員
当局出席者 猪俣副市長、教育長、福祉、こども未来、健康各部長、教育、指導担当各次長、社会福祉、長寿包括ケア、障害福祉、指導監査、こども政策、こども施設、保健総務、
国民健康保険、教委総務、教育施設、学務管理、学校教育、生涯学習、教育支援各課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋市居住支援協議会の設立について(社会福祉課)
- (2) 特別養護老人ホーム入所申込状況調査の結果について(長寿包括ケア課)

- (3) 公の施設の指定管理者の指定について（前橋市総合福祉会館ほか）（指導監査課・生涯学習課）
- (4) 前橋市こども基本条例の制定について（こども政策課）
- (5) 前橋市こども基本条例の素案に関するパブリックコメントの実施結果について（こども政策課）
- (6) こども施策の取組状況について（こども政策課）
- (7) 児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（こども施設課）
- (8) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（こども施設課・障害福祉課）
- (9) 令和8年度前橋市公私立保育所（園）等・公立幼稚園の入所申込状況について（こども施設課・教育支援課）
- (10) 前橋市夜間休日診療所における診療科目（耳鼻咽喉科）の追加について（保健総務課）
- (11) 前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に係るパブリックコメントの実施について（保健総務課）
- (12) 前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（国民健康保険課）
- (13) 子ども・子育て支援金について（国民健康保険課）
- (14) 工事請負契約の締結について（天川小学校南校舎長寿命化改良建築工事ほか1件）（教育施設課）
- (15) 前橋市立学校職員の給与等に関する条例の改正について（学務管理課）
- (16) 令和8年度以降の学校施設利用促進事業について（学務管理課）
- (17) 前橋市部活動の地域展開に向けた推進計画（案）に関するパブリックコメントの実施について（学校教育課）
- (18) 公の施設の指定管理者の指定について（前橋市林間研修施設おおさる山乃家）（生涯学習課）
- (19) 工事請負契約の締結について（上川淵公民館大規模改修及び増築建築工事）（生涯学習課）
- (20) 前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について（教育支援課）
- (21) 前橋市公園条例の改正について（教育支援課）

（そ の 他）

1 次期委員会の開催日程について

1月19日（月）午後1時から行うこととされた。

◇ 市民経済常任委員会

日時・場所 10月21日(火) 第一委員会室
開議 午前9時56分 散会 午前10時26分
出席委員 山田委員長、木部副委員長、阿久澤、間仁田、吉田(直)、小淵、林(幸)、中里各委員
当局出席者 猪俣副市長、市民、文化スポーツ観光、環境、産業経済、農政各部長、公営事業課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋競輪開催事業等委託事業者の選定結果について(公営事業課)

(その他)

1 次期委員会の開催日程について

11月18日(火) 午後1時から行うこととされた。

×

×

日時・場所 11月18日(火) 第一委員会室
開議 午後0時56分 散会 午後1時36分
出席委員 山田委員長、木部副委員長、阿久澤、間仁田、吉田(直)、小淵、林(幸)、中里各委員
当局出席者 猪俣副市長、市民、文化スポーツ観光、環境、産業経済、農政各部長、スポーツ、観光政策、ごみ政策、産業政策、にぎわい商業、農政、農村整備各課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について(スポーツ課)
- (2) 道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例の改正について(観光政策課)
- (3) ラジラスと食品ロスを学ぼう!環境講座の実施結果について(ごみ政策課)
- (4) 工事請負契約締結の議決事項の変更について(駒寄スマートIC産業団地造成事業雨水調整池築造工事)(産業政策課)
- (5) 公の施設の指定管理者の指定について(千代田町二丁目立体駐車場ほか)(にぎわい商業課)
- (6) クマ対策に係る柿の木伐採奨励金の交付について(農政課)
- (7) 財産の譲与について(苗ヶ島町地内部分木ほか1件)(農村整備課)

(そ の 他)

1 次期委員会の開催日程について

1月20日(火) 午前10時から行うこととされた。

◇ 建設水道常任委員会

日時・場所 10月21日(火) 第一委員会室
開議 午後0時55分 散会 午後1時5分
出席委員 佐藤委員長、林(倫)副委員長、吉原、下田、入澤、明野、三森、近藤(登)、藤江各委員
当局出席者 細谷副市長、公営企業管理者、都市計画、建設各部長、水道局長、都市計画課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋市屋外広告物条例の改正に係るパブリックコメントの実施結果について(都市計画課)

(その他)

1 次期委員会の開催日程について

11月18日(火) 午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所 11月18日(火) 第一委員会室
開議 午前9時55分 散会 午前10時46分
出席委員 佐藤委員長、林(倫)副委員長、吉原、下田、入澤、明野、三森、近藤(登)、藤江各委員
当局出席者 細谷副市長、公営企業管理者、都市計画、建設各部長、水道局長、都市計画、建築住宅、道路建設、道路管理、公園緑地、経営企画各課長

(報告事項)

当局から次の事項について報告があった。

- (1) 前橋市屋外広告物条例の改正について(都市計画課)
- (2) 前橋市都市計画マスタープラン改訂版(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について(都市計画課)
- (3) 前橋市居住支援協議会の設立について(建築住宅課)
- (4) 工事請負契約締結の議決事項の変更について(橋梁長寿命化修繕工事)(道路建設課)
- (5) 前橋市道路占用料徴収条例の改正について(道路管理課)
- (6) 公の施設の指定管理者の指定について(前橋駅東側自転車等駐車場ほか)(道路管理課)
- (7) 市道の認定及び廃止について(道路管理課)
- (8) 前橋市営納骨堂条例の改正について(公園緑地課)
- (9) 令和8~11年度上下水道・農業集落排水事業財政計画について(経営企画課)

(そ の 他)

1 次期委員会の開催日程について

1月20日(火) 午後1時から行うこととされた。

—— 議 会 運 営 委 員 会 ——

日時・場所 11月19日(水) 議会運営委員会室
開議 午前10時29分 散会 午前10時34分
出席委員 窪田委員長、堤副委員長、小淵、角田、近藤(好)、石塚、近藤(登)、小曾根
各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書、文書法制各課長

1 第4回定例会の運営について

(1) 会期について

第4回定例会の会期は、11月27日から12月16日までの20日間とすることで確認された。

(2) 総括質問について

会派の時間配分は、別紙総括質問発言順序一覧表(12ページ参照)のとおりとすることで確認され、さきほどの各派代表者会議で確認されたとおり、前橋高志会の会派構成員数の異動があったため、第4回定例会の質問時間については、前橋高志会は276分、合計時間は851分となることで確認された。

また、質問順序のローテーションは、2月25日の議会運営委員会で確認されたとおりとすることで確認された。

なお、質問事項等の発言通告は、従前と同様に開会日の11月27日午後4時までとするが、質問者、質問時間、会派内順序は、事務の都合上、開会3日前の11月21日午後4時までに報告することで確認された。

また、電子資料を使用する場合は、通告日の翌々日である12月1日午後4時までに、本会議電子資料使用申出書を提出することで確認された。

(3) 請願及び意見書案について

請願については、取扱規程に基づき開会3日前の11月21日までに提出されたものは会期中の審査、それ以降、閉会3日前の12月11日までに提出されたものは、閉会中の継続審査となることで確認された。

また、意見書案についても11月21日午後4時までの提出とし、特別のものは別途協議することで確認された。

(4) 議員派遣について

今期定例会において派遣の議決を得ようとするものについては、従前の確認に基づき、開会日の11月27日午後4時までに、議員派遣申出書を提出することで確認された。

2 その他

(1) 令和8年第1回定例会会期予定について

会期予定は3月3日から26日までの24日間とし、9日に代表質問、11日と12日の2日間に総括質問を行うことで確認された。

また、予算審査委員会については16日から19日までの4日間とし、請願審査は23日に行うことで確認された。

(2) 次期議会運営委員会の日程について

11月20日（木）午後3時から行うこととされた。

総括質問発言順序一覧表

(会派構成員数が同じ、共産党、公明党の2会派、及び七星、なないろ、無所属の会、暁鐘、無所属クラブの5会派は1年ごとに交代とする。)

令和7年

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
1	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	前橋令明
2	前橋令明	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
3	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	共産党
4	前橋令明	前橋高志会	共産党	公明党
5	前橋高志会	共産党	公明党	前橋高志会
6	共産党	公明党	前橋高志会	まえばし市民クラブ
7	公明党	前橋高志会	まえばし市民クラブ	前橋令明
8	前橋高志会	まえばし市民クラブ	前橋令明	前橋高志会
9	まえばし市民クラブ	前橋令明	前橋高志会	前橋令明
10	前橋令明	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
11	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	共産党
12	前橋令明	前橋高志会	共産党	公明党
13	前橋高志会	共産党	公明党	前橋高志会
14	共産党	公明党	前橋高志会	前橋令明
15	公明党	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
16	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	まえばし市民クラブ
17	前橋令明	前橋高志会	まえばし市民クラブ	共産党
18	前橋高志会	まえばし市民クラブ	共産党	公明党
19	まえばし市民クラブ	共産党	公明党	七星
20	共産党	公明党	七星	なないろ
21	公明党	七星	なないろ	無所属の会
22	七星	なないろ	無所属の会	暁鐘
23	なないろ	無所属の会	暁鐘	無所属クラブ
24	無所属の会	暁鐘	無所属クラブ	前橋高志会
25	暁鐘	無所属クラブ	前橋高志会	前橋令明
26	無所属クラブ	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
27番以降は大会派順				

※第1回・第3回定例会の会派別質問時間(答弁を含む)

前橋高志会 216分	前橋令明 162分	共産党 72分	} 合計 666分 (2日間)
公明党 72分	まえばし市民クラブ 54分	七星 18分	
なないろ 18分	無所属の会 18分	暁鐘 18分	
無所属クラブ 18分			

※第2回・第4回定例会の会派別質問時間(答弁を含む)

前橋高志会 276分	前橋令明 207分	共産党 92分	} 合計 851分 (3日間)
公明党 92分	まえばし市民クラブ 69分	七星 23分	
なないろ 23分	無所属の会 23分	暁鐘 23分	
無所属クラブ 23分			

×

×

日時・場所 11月20日(木) 議会運営委員会室
開議 午後2時56分 散会 午後2時58分
出席委員 窪田委員長、堤副委員長、小淵、近藤(好)、石塚、近藤(登)、小曾根各委員
委員外議員：三森議員
当局出席者 細谷副市長、秘書、文書法制各課長

1 決議案について

(1) 発言通告(質疑・討論)及び表決調べの締め切りについて

小曾根議員以下7名から小川晶前橋市長に対する不信任決議が提出されたことが報告され、第4回定例会初日の11月27日に議題とすることで確認された。

決議案に対する質疑、討論の発言通告及び表決調べの締め切りについては、事務の都合上、21日午後4時までとすることで確認された。なお、表決調べは紙で事務局へ提出することで確認された。

また、質疑については会議規則第55条にのっとり3回までとし、質問の通告が複数の会派からあった場合の発言順序は、大会派順に行うことで確認された。

2 その他

(1) 次期議会運営委員会の日程について

11月27日(木)午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所 11月26日(水) 議会運営委員会室
開議 午後4時6分 散会 午後4時8分
出席委員 窪田委員長、堤副委員長、小淵、角田、近藤(好)、石塚、近藤(登)、小曾根各委員
当局出席者 細谷副市長、総務部長、秘書、文書法制各課長

1 決議案の取下げについて

11月20日に小曾根議員以下7名から提出された決議案について、11月20日の議会運営委員会において第4回定例会初日の11月27日に議題とすることで確認されていたが、さきほどの各派代表者会議で確認されたとおり、取り下げることとなったため、議題にしないことで確認された。また、既に事務局に提出された表決調べ等は取扱いなしとなることで確認された。

2 市長の退職期日同意の件

(1) 発言通告（質疑・討論）及び表決調べの締め切りについて

昨日、小川市長から議長に提出された退職願において11月27日をもって退職したい旨が記載されていることが報告され、法定期日前の退職については地方自治法第145条の規定により議会の同意が必要となるため、退職期日の同意について第4回定例会初日の11月27日に議題とすることで確認された。

次に、質疑、討論の発言通告及び表決調べの締め切りについては、事務の都合上、本日、午後5時までとすることで確認された。なお、表決調べは紙で事務局へ提出することで確認された。

また、質疑については会議規則第55条にのっとり3回までとし、質問の通告が複数の会派からあった場合の発言順序は、大会派順に行うことで確認された。

—— 各派代表者会議 ——

日時・場所 10月3日(金) 議会運営委員会室
開議 午前10時56分 散会 午前11時20分
出席議員 富田議長、藤江副議長、小曾根、金井、新井、小淵、堤、近藤(好)、石塚、
角田各議員、(オブザーバー)中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員

1 小川市長の振る舞いに関する報道について

昨日、市長から2回目の説明を受けるとともに、9月29日に市長に提出した質問、意見に対する回答を受け取ったことを受けて、議長から各会派の意見を求め、小曾根議員、近藤(好)議員、石塚議員、小淵議員、角田議員から発言があった。

続いて、議長及び議事課長から次のとおり説明があった後、小曾根議員から申入れ書を市長に渡す提案があり、申入れ書の案が配付され、小淵議員、近藤(好)議員、石塚議員、角田議員から発言があった。申入れ書については会派に持ち帰って検討し、賛同して提出者になる会派の代表者は、午前11時45分までに小曾根議員に報告し、改めて提案者を記載した申入れ書を確認してもらうため、本日2回目の各派代表者会議を、午後1時30分から行うこととされた。

(議長)

今、各会派の幹事長の意見をもらい、大方の会派の方が早い時点で態度を表明すべき、明確に自分の出处進退を示すべきということであった。また、小曾根議員から議会の意思表示が早い段階で必要だということもあった。

私も昨日、取材を受けた中で、例えば問責決議とか辞職勧告決議等も議会の意思表示としてあるのではないかと記者から言われたが、その辺について、議会から示した場合の流れというのを、各議員で共有しておくのも非常に大事かと思う。昨日、正副議長とともに事務局で流れについて調べた。せっかくの機会であるので、問責決議や辞職勧告決議など、今後の意思表示としていろいろあると思うが、決議を行う場合の流れや、参考として、市長に対して臨時会の招集請求を行った場合、臨時会が開かれるまでの日数についてどのようなことが想定されるのか、事務局に説明してもらいたいと思う。

(議事課長)

議会の意思表示である問責決議や辞職勧告決議については、議会による議決を行う必要がある。現在、前橋市議会は閉会中であるので、議決するための臨時会を開く必要があるが、議会の招集権は市長にあるので、市長に対して臨時会の招集請求を行う必要がある。招集請求を行う際には、付議すべき事件を示す必要があり、この事件は、法的根拠を有するものでなければならないとされている。問責決議や辞職勧告決議については、議会の意思表示ではあるが、法的根拠を有するものではないので、この決議を付議すべき事件として臨時会の招集請求を行うことはできないとされている。

また、臨時会を開くためには、議会運営委員会での議決を経て、議長が市長に招集請求する必要がある。また、市長は議長から招集請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないとされている。

2 その他

(1) キャンセル料の取扱いについて

小曾根議員から次のとおり議長へ申入れがあり、総務課長から説明があった後、今回の事案は、天災や災害時等と同様に急遽対応や協議が必要となり、あらかじめ開催が予定されていない会派総会や各派代表者会議、議会運営委員会等が招集されることが十分に想定される状況にあるので、視察先または本市においての天災等が発生した場合を各会派の判断において適用することを可とすることで了承された。

(小曾根議員)

この一連で混乱を来している、議会も停滞している中で、各議員、9月議会が終わってから視察や研修会や調査研究に行く予定が入っていると思う。そこで、議長に申入れであるが、突然のキャンセルもやむを得ない場面が出てくると思う。研修、調査、そういった勉強会は予定に入れていると思うので、キャンセルした場合に政務活動費の中でこういった対応をさせてもらえるのかを、この公式の場で質問させてもらう。よろしく計らいをお願いする。

(総務課長)

キャンセル料の取扱いについてだが、前橋市議会議員提要の169ページにキャンセル料の支出を認める場合は、公務により取りやめる場合、本人の病気やけが等により取りやめる場合、2親等以内の親族の病気やけが等により本人が世話しなければならない場合、視察先または本市において天災等が発生した場合との記載がある。

×

×

日時・場所 10月3日(金) 議会運営委員会室
開議 午後1時27分 散会 午後1時30分
出席議員 富田議長、藤江副議長、小曾根、金井、新井、小淵、堤、近藤(好)、石塚、
角田各議員、(オブザーバー)中林、宮崎、岸川、阿久澤各議員

1 小川市長の進退に対する申し入れについて

小川市長の進退に対する申し入れについて、賛同する会派の代表者名を記載した申し入れ書を確認し、了承された。

その後、議長から次のとおり説明があり、直ちに市長に申し入れ書を直接手渡しすることとなった。その後、小曾根議員から発言があり、市長に申し入れ書を小曾根議員が渡すところで、各代表者も並ぶことで了承された。また、撮影許可については、市長部局に申し入れたところ、市政記者クラブ及び在京キー局の撮影許可をもらったことが総務課長より報告された。

(議長)

直ちに申し入れをしたほうがよいと思うので、本日、午後2時に本庁舎11階北会議室において、市長に申し入れ書を直接手渡しすることとしたいと思う。

なお、申し入れを手渡し際には、各会派の代表者は同席することとし、申し入れを行うことを提案された前橋高志会の小曾根幹事長が代表して市長に渡すこととしたいと思う。

また、午後2時に市長のところに申し入れ書を持っていくので、午後1時50分に議長室に集まってもらい、皆さんそろって行きたいと思う。

×

×

日時・場所 10月20日(月) 議会運営委員会室
開議 午後2時58分 散会 午後4時16分
出席議員 富田議長、藤江副議長、小曾根、新井、小淵、堤、近藤(好)、石塚、角田
各議員、(オブザーバー)中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員
当局出席者 細谷、猪俣各副市長、総務部長、職員課長

1 小川市長の振る舞いによる影響と対応状況について

総務部長から次のとおり説明があり、石塚、近藤(好)、角田、小淵、小曾根各議員から発言があり、10月21日午後4時から第一委員会室において直接市長から回答書の内容について説明を受ける場を設定し、10月2日に開催した市長説明会と同様の形で、質疑応答もありで実施することで了承された。

(総務部長)

市長報道への対応について説明する。

資料であるが、1つ目として、市コールセンターの設置状況及び受付状況についてである。初めに、開設状況である。便宜上、第1期から第3期に分けている。設置を開始したのは、9月26日の17時15分からである。場所は、議会庁舎3階の防災危機管理課執務室内のコールセンターで、通常は307会議室と言われている。第1期は、9月26日から10月3日までで、この間の開設時間は8時から21時までであった。21時までとした理由だが、17時15分を境に代表電話を受ける役割が電話交換から当直に引き継がれるため、当直の本来の業務に極力支障が出ないようにするためである。次に、第2期の10月4日から10月7日までについては、8時30分から19時までに変更したが、これは受電件数を勘案したことや、後ほど説明する職員労働組合からの申入れに配慮し、時間を短縮したものである。また、第3期の10月8日から現在までは8時30分から17時15分までとし、開設時間を勤務時間内に変更するとともに、土日、祝日は特段の理由がなければ開設しないこととした。10月17日までの開設時間の合計は198時間となる。

続いて、従事職員数、応援職員数であるが、延べ624人である。各部局からおおむね3交代制で原則12名の応援派遣をもらっている。なお、10月14日からは午前の職員を半減し、午前6名、午後12名体制に変更している。

次に、人件費であるが、勤務時間内も含めた従事人数と従事時間、平均時給で積算したものを示している。平均時給2,181円、12名で対応した時間が159時間、6名で対応した時間が39時間となり、合計では467万1,702円となる。

次に、その他経費であるが、電話回線に係るものになる。コールセンターは、既存の回線や機材を活用して対応しており、特に費用は発生していないが、市長の臨時記者会見が行われた翌日の9月25日の朝から職員課に多くの電話が集中したため、資産経営課に相談し、その日のお昼頃までに4台の電話機を増設した費用が5万600円となる。

次に、受電件数であるが、10月17日の17時15分時点で4,221件である。なお、市の代

表電話にかかってきたもので、コールセンターのほか、職員課や秘書課などで受け付けた件数を含めると7,072件となる。

続いて、市コールセンターで受け付けた内容の概要について説明する。まず、市長の進退に関する意見であるが、辞任を求める声が多く、信頼失墜、税金の無駄、市政の停滞などの基本的な意見があった。一方で、政策は評価している、辞任は不要といった意見もあった。

次に、倫理観、行動の適切性に関する意見であるが、ラブホテルの利用について、社会通念上不適切、教育上悪影響などの批判的な意見があった。また、市長としての資質を問う声や、子供に説明できないといった意見もあった。

次に、税金、公用車の使用に関する意見であるが、運行記録の公開を求める声や公用車の利用の適切性に関する意見があった。また、コールセンターの運営についても、税金の無駄との意見があった。

最後に、説明責任に関する意見であるが、記者からの質問を受けないのは不誠実、オープンな市民説明会を開くべきなど、説明責任を求める声も寄せられた。

続いての資料は、9月26日から10月17日まで、市コールセンターで受け付けた日別のクレーム件数を示している。市コールセンターの設置状況及び受付状況に関する説明は以上である。

続いて、2つ目の市長の対外公務の対応状況について説明する。対象期間は9月20日から10月19日までとなっており、出席予定のものや出席依頼等があった全ての会議、イベント等について、日付、開始時刻、予定詳細、令和7年度の出欠、令和6年度の出欠を記載した資料となっている。時間上、全ての内容を説明することは難しいため、全体の状況について説明したいと思う。

公務の対応状況をまとめた表であるが、一番上の丸が市長本人が出席したもので令和7年度は10件であるが、令和6年度は33件となっている。代理出席とした公務については、令和7年度は32件だったが、令和6年度は2件であった。また、延期となった公務が2件、中止となった公務が3件あった。そして、バツは欠席した公務であるが、令和7年度は22件、令和6年度は2件であった。

なお、令和7年度に公務として入っている行事等で、令和6年度にはなかったものが32件あった。市長の対外公務の対応状況についての説明は以上になる。

続いて、職員労働組合の申入れ内容とその対応状況について説明する。職員労働組合からの申入れは、令和7年10月7日にあった。申入れの内容であるが、1つ目として、本来業務以外の過重労働の早急な是正と体制の整備について、2つ目として、精神的負担へのケア体制の構築と苦情対応時の安全確保についてであり、その概要は資料に記載のとおりである。

次に、その対応状況であるが、市長報道当初からは受電件数が減少してきているものの、毎日おおむね100件以上の苦情を受けている状況である。最近では、市長事務所コールセンターの対応や説明会の開催など、市長支援者の動きが市への批判や苦情につながっている面もあり、直ちに市コールセンターを閉鎖するめどは立っていない。このような状況下で、申入れのとおり、コールセンターに従事する各部局からの応援職員や秘書課及び職員課職員の業務上の負担や心理的な負担はかなり大きくなっていると実感しており、次のような対策を講じているところである。

1点目は、メンタルヘルス関連相談窓口について、職員向けの全庁掲示板で周知している。市役所11階の保健室で実施している心とからだの健康相談では、精神科医による相談を受け付けているほか、常時、市保健師による相談も受け付けている。

2点目は、コールセンター管理者として職員課の職員1名が常駐し、見守りをを行っているほか、ハードクレームを受けたと思われる職員への声がけを適宜行っている。

3点目は、受電状況を踏まえながら、開設時間の短縮や応援職員の減員を柔軟に行っている。

4点目は、こども支援課所属の心理士による職員への個別相談を、メンタル面での疲労が心配される職員を中心に行っている。市長報道への対応状況についての説明は以上である。

2 小川市長から提出された回答書について

全会派の代表者の連名で10月3日付で提出した小川市長の進退に対する申入れ書に対し、小川市長から各会派の代表者に対して10月17日付で回答書が提出された。

近藤（好）、石塚、小曾根各議員から発言があった後、10月21日午後4時から第一委員会室において、直接市長から回答書の内容について議員に説明を受ける場を設定し、10月2日に開催した市長説明会同様、質疑応答もありで実施することが了承された。

×

×

日時・場所	10月22日（水）	議会運営委員会室
開議	午前8時56分	散会 午前9時12分
出席議員	富田議長、藤江副議長、小曾根、新井、小淵、堤、近藤（好）、石塚、角田各議員、（オブザーバー）中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員	

1 小川市長から提出された回答書について

小川市長から10月17日付で各会派代表者に対し回答書が提出され、昨日、小川市長から回答書の内容について直接説明等を受けたことを踏まえた上で、議長から各会派に意見を求め、近藤（好）、石塚、小曾根、小淵、角田各議員から発言があった。

続いて、議長から次のとおり説明があった後、小曾根議員から提案のあった申入れ書が配付され、近藤（好）、小淵、石塚、角田、中林各議員から発言があった。申入れ書については、会派に持ち帰って検討してもらい、賛同して提出者となる会派があったら、おおむね午前9時50分までに小曾根議員に報告することとされ、提出者を記載した申入れ書の確認をってもらうため、本日、2回目の各派代表者会議を午前11時から開催することで、了承された。

（議長）

全会派の皆さんから貴重な意見をもらった。本当に各会派の皆さんとも非常に厳しい意見で、おおむね自ら辞職して、また出直して、リセットして、市民の判断を仰ぐべき、また市長が辞任の要求を受け入れるかも見守りたいという意見もあった。そうすると、前日もらった回答書から、議会としても一歩踏み込んだ対応、アクションが必要となってくると思う。小川市長は、回答書において、道義的責任を明確にするため、報酬の50%削減を含む処案を提案するとして、報酬削減には特別職報酬等審議会における審議が必要になるため、11月27日に開会する第4回定例会において提出したいとしている。議会としては、第4回定例会において小川市長の提案に対する議決などで意思表示することになるが、この点についても、先ほどの議論を踏まえると、その前に議会としても何らかの提案をしていかなければならないと思っている。

×

×

日時・場所 10月22日(水) 議会運営委員会室
開議 午前10時57分 散会 午前11時
出席議員 富田議長、藤江副議長、小曾根、新井、小淵、堤、近藤(好)、石塚、角田
各議員、(オブザーバー)中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員

1 小川市長に対する申し入れについて

小川市長に対する申し入れについて、賛同する会派の代表者を記載した申し入れ書を確認し、了承された。

その後、議長から次のとおり説明があり、午後3時に小曾根議員が代表して、市長に申し入れ書を手渡しすることです承された後、小淵議員から発言があった。また、撮影許可については、10月3日の市長への申し入れと同様、市政記者クラブ及び在京キー局の撮影を許可することで市長部局と調整したことが総務課長より報告された。

(議長)

本日、午後3時に議会庁舎6階の第四委員会室において小川市長に申し入れ書を直接手渡すことにしたいと思う。

なお、申し入れ書を手渡す際は、賛同する会派の代表者が同席することとし、申し入れを行うことを提案した前橋高志会の小曾根議員が代表して小川市長に手渡すこととしたいと思う。

×

×

日時・場所 11月19日(水) 議会運営委員会室
開議 午前9時55分 散会 午前10時29分
出席議員 富田議長、藤江副議長、小曾根、近藤(登)、新井、小淵、堤、近藤(好)、
石塚、角田各議員、(オブザーバー)中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員
当局出席者 市長、細谷副市長、総務、未来創造各部長、秘書、文書法制、広報ブランド戦略
各課長

議題に先立ち、金井議員が去る11月5日に逝去された旨、議長から報告があり、黙禱をささげた。

1 会派構成の異動及び議会運営委員の選任について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

(議長)

会派構成の異動及び議会運営委員の選任についてであるが、金井議員の逝去に伴い、前橋高志会の会派構成員に異動があった。

なお、この各派代表者会議への出席者として、前橋高志会から近藤(登)議員が本日から新たに出

席することになった。

また、議会運営委員についてであるが、委員会条例第6条第1項ただし書きの規定に基づき、議長の指名により、11月10日付けで近藤（登）議員を議会運営委員に選任したので、報告する。

2 組織機構改革について

市長及び総務部長から次のとおり説明があった。

（市長）

令和8年4月1日付の組織機構改革案は、配付資料の趣旨に記載のとおり、新たな政策や事業に積極的に取り組むとともに、効率的かつ効果的で市民に分かりやすい組織編成とするため、組織の再編を行うものである。主な内容について4点説明する。

まず、多文化共生等の推進体制の強化になる。文化国際課を再編し、増加する在住外国人との共生等を推進するため、専任チーム、国際交流・多文化共生係を設ける。

続いて、産業の振興、活性化体制の強化であるが、地域経済の基盤強化に向けた取組を進めるため、産業経済部に企業立地推進課を新設する。また、地域経済の活性化と観光政策の一体的な推進を図るため、観光政策課を産業経済部に移管する。

続いて、都市計画、都市整備体制の強化であるが、都市計画に関する総合調整機能を強化するため、都市計画課土地利用係の名称を都市政策係に改める。また、都市計画と連動させた交通政策を推進するため、交通政策課を都市計画部に移管する。このほか、市街地整備課官民連携まちづくり係内にアーバンデザイン推進担当及びクリエイティブシティ推進担当を新たに設置し、推進体制を強化する。

最後に、建設部の再編についてであるが、東部建設事務所を大胡、宮城、粕川及び富士見地区における道路行政の拠点とするため、道路建設課及び道路管理課の一部事務を東部建設事務所に移管し、機能の拡充を図る。

以上が組織機構改革案の概要となる。具体的な内容については、この後総務部長から説明する。

（総務部長）

趣旨については、先ほど市長が説明したとおりである。

次に、内容について説明する。初めに、未来創造部であるが、都市計画と連動させた交通政策を推進するため、交通政策課を都市計画部に移管する。

続いて、文化スポーツ観光部であるが、2点ある。1点目として、増加する在住外国人との共生及び国際交流施策の推進に特化した専任組織を設けるため、文化国際課文化国際係の文化政策に係る事務を文化振興係に移管し、文化国際係の名称を国際交流・多文化共生係に改める。2点目として、地域経済の活性化と観光政策の一体的な推進を図るため、観光政策課を産業経済部に移管する。これに伴い、文化スポーツ観光部の名称を文化スポーツ部に改める。

次に、福祉部であるが、複雑化、複合化した福祉の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整えるため、社会福祉課福祉総務係内に包括的支援体制整備担当を置く。

続いて、健康部であるが、令和8年度から動物愛護管理センターが稼働するため、衛生検査課動物愛護管理センター準備室の名称を動物愛護管理係に改める。

次に、産業経済部であるが、2点ある。1点目として、企業立地推進課を新設し、産業政策課企業立地推進室を移管する。2点目は、先ほど申し上げた部分になるが、文化スポーツ観光部から観光政策課を移管する。

続いて、都市計画部であるが、3点ある。1点目として、都市計画に関する企画、調整を担う体制

を強化するため、都市計画課土地利用係の名称を都市政策係に改める。2点目として、中心市街地の整備、活用に向けた体制の強化として、市街地整備課官民連携まちづくり係内にアーバンデザイン推進担当とクリエイティブシティ推進担当を置き、都市計画課都市施設係の本町二丁目交差点整備計画に関する事務を移管する。3点目は、先ほど説明した部分になるが、都市計画と連動させた交通政策を推進するため、未来創造部から交通政策課を移管する。

次に、建設部であるが、3点ある。1点目として、集中豪雨等への対応を強化するため、道路建設課に計画係を新設し、道路管理課管理係の雨水対策に関する事務を移管するとともに、関係部署との連絡調整に取り組む雨水対策推進担当を置く。また、道路建設課計画管理係の計画に関する事務を計画係に移管し、計画管理係の名称を管理係に改める。2点目として、東部建設事務所を大胡、宮城、粕川、富士見地区における道路行政の拠点とするため、道路管理課用地管理係の大胡、宮城、粕川及び富士見地区における筆界特定に関する事務を東部建設事務所用地管理係に、道路建設課工務第一係及び工務第二係の富士見地区管内の道路の新設及び改良に関する事務を東部建設事務所建設係に、道路管理課工務第三係を東部建設事務所維持係にそれぞれ移管する。なお、これに関連し、道路建設課の工務第一係と工務第二係を統合し、建設係とする。

以上の機構改革により、前年度と比較して1課増、1係減となり、18部87課325系の体制となる。

なお、本件について、交通政策に関する事務を未来創造部から都市計画部に移管する部分、観光に関する事務を文化スポーツ観光部から産業経済部に移管し、文化スポーツ観光部の名称を文化スポーツ部に改める部分について、第4回定例市議会に前橋市部設置条例の改正として議案提出する予定である。

3 小川市長の振る舞いによる影響と対応状況について

総務部長から次のとおり説明があり、小曾根議員から発言があった。

(総務部長)

小川市長の振る舞いによる影響と対応状況について説明する。

市長報道への対応状況についてと表題のある資料を見てもらいたいと思う。本日は、10月20日の各派代表者会議で報告したものに、その後の状況を追記及び時点修正した資料に基づき説明する。

時間の都合上、前回説明した内容は割愛するので、了承してもらいたいと思う。

まず、1つ目として、市コールセンターの設置状況及び受付状況についてである。初めに、開設状況である。第3期となる10月8日から現在まで、開設時間は8時30分から17時15分までとなっている。直近の11月14日までの開設時間の合計は381.75時間となっている。

続いて、従事職員数、応援職員数であるが、11月14日までに延べ822人が従事している。開設当初は各部からおおむね3交代制で原則12名の応援派遣をしてもらっていたが、10月中旬頃からは受電状況を見ながら徐々に職員数を減らしてきており、直近、11月10日の週から3人体制まで縮小している。

次に、人件費であるが、勤務時間内も含めた従事人数と従事時間、平均時給で積算したものを示している。平均時給2,181円、12名で対応した時間が159時間、6名で対応した時間が39時間、5名で対応した時間が43.75時間、4名で対応した時間が78.75時間、3名で対応した時間が61.25時間、合計では623万6,570円となる。

次に、その他経費であるが、10月20日に説明したのものから変更はない。

次に、受電件数であるが、11月14日、17時15分時点で5,406件である。なお、市の代表電話にかかってきたもので、市コールセンターのほか職員課や秘書課などで受けた件数を含めると1万1,502件で、そのうち苦情や意見等は8,679件であった。

続いて、10月20日から11月14日までに市コールセンターで受け付けた内容の概要について説明する。まず、市長の辞任に関する意見では、市長は早急に辞任すべき、継続等は納得できないなどの辞任を求める声があったほか、市政停滞など市民生活への影響を理由に辞任を求める意見もあった。

次に、議会の対応に関する意見では、議会は不信任を出すべきなどの要望があった。

次に、ラブホテルの使用に関しては、不適切、モラルがないなど市長の倫理観を問う声のほか、市のイメージへの悪影響を懸念する意見も寄せられた。

次に、報酬減額については、50%減額は市長個人の判断ではないかという意見や、さらなる減額を求める声があった。また、報酬減額が道義的責任を果たしたことになるのかなどの意見もあった。

なお、市長の続投を要望する意見なども一定数あった。

続いて、9月26日から11月14日まで市コールセンターで受け付けた週別の受電件数を示したグラフとなる。10月20日の際は日別の受電件数を示したが、今回は週別での表記とさせてもらった。件数の推移が分かってもらえると思う。市コールセンター設置状況及び受付状況に関する説明は以上である。

続いて、市長の対外公務の対応状況について説明する。対象期間は、10月20日に説明させてもらった9月20日から10月19日までの日程と10月20日から11月16日までの日程となっている。ここでは、10月20日から11月16日までの資料を中心に説明させてもらう。

10月20日の説明と同様、出席予定のものや出席依頼等があった全ての会議、イベント等について、日付、開始時刻、予定詳細、令和7年度の出欠、令和6年度の出欠を記載した資料となっている。

次に、市長の対外公務の対応状況をまとめた表になる。10月20日から11月16日までの対応状況についてであるが、市長本人が出席したものは市長出席と表示しており、令和7年度は52件で、令和6年度は35件となっている。代理出席とした公務については、令和7年度は16件、令和6年度は4件であった。また、延期となった公務はない。中止となった公務が令和7年度は2件、令和6年度は1件であった。そして、欠席した公務であるが、令和7年度は14件、令和6年度は2件であった。なお、令和7年度に公務として入っている行事等で、令和6年度にはなかったものが41件あった。市長報道への対応状況についての説明は以上である。

4 市長において専決処分することができる事項の指定の改正について

議長から次のとおり説明があり、近藤（好）、小曾根、小淵、石塚、角田各議員から発言があった後、次期各派代表者会議において改正案を示すこととなった。

（議長）

市長において専決処分することができる事項の指定の改正についてであるが、議会の議決を経て締結した工事請負契約に係る軽易な事項について迅速に契約の変更を行うことができるようにするため、改正を行うものである。

改正の内容であるが、記書きの3として、議会の議決を経て締結した工事請負契約について、当該契約金額に100分の10を乗じて得た額（その額が1,500万円を超える場合は1,500万円）以下の金額に係る変更契約を締結することを追加するものである。

については、市長において専決処分することができる事項の指定についてを改正したいと考えている。

5 議場における黙祷等について

議長から次のとおり説明があり、小曾根議員から発言があった後、追悼の言葉は前橋高志会の小曾根議員にお願いすることになった。また、故金井議員の席に議員親睦会から花を手向けることが了承された。

(議長)

故金井議員の冥福をお祈りして、過去の現職議員の逝去の例から、11月27日の第4回定例会開会に先立ち、事務局長の発議により黙祷をささげ、続いて代表者から追悼の言葉をお願いしたいと考えている。

なお、追悼の言葉については、故金井議員が所属していた会派である前橋高志会の人をお願いしたいと考えている。

6 議場コンサートの延期について

議長及び未来創造部長から次のとおり説明があり、第4回定例会最終日の議場コンサートは延期とすることで了承された。

(議長)

9月26日の各派代表者会議において、第4回定例会最終日の12月16日に開催することで確認してもらったところである。しかし、現状を鑑みると、第4回定例会で議場コンサートを開催する状況ではないと考える。そこで、出演者に本市の状況を伝え、意向を確認してもらったので、当局から説明を求める。

(未来創造部長)

12月16日の議会最終日に予定していた前橋市PR大使である成田達輝氏による議場コンサートについて、過日、成田氏側と協議してきた。その結果、今回は開催を見送り、改めて日程を調整し、延期することが望ましいということであった。こうしたことから、コンサートは延期して開催させてもらいたいと考えているので、よろしく願います。

なお、今月の広報紙でも周知しているが、令和8年1月10日に昌賢学園まえばしホールにおいて、成田達輝氏、また奥様でもある萩原麻未氏らによるニューイヤーコンサートを予定している。このコンサートでは、今月30日まで、通常3,000円のチケットが前橋市在住、在勤の人に限り市民特別販売として、窓口においての限定であるが、1,000円で購入することができる。ぜひ、多くの人をお誘い合わせの上、コンサートに足を運び、応援してもらえれば幸いである。チラシについても後ほど全ての議員へ届けるので、何とぞよろしく願います。

7 第4回定例会終了後の懇親会について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

(議長)

第4回定例会終了後の懇親会についてであるが、例年、第4回定例会最終日の終了後に当局との意見交換を含めた懇親会を開催している。しかし、こちらも現状を鑑みると、第4回定例会終了後の懇親会を開催する状況ではないと考える。については、今年は懇親会を開催しないこととしたいと思う。

8 議員親睦会について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

(議長)

議員親睦会の役員であるが、金井議員の逝去に伴い、議員親睦会の監事が1名空席となった。については、空席となった監事1名について、今まで監事を選出していた前橋高志会から各派代表者会議の構成員である近藤（登）議員を推薦してもらっているのので、近藤（登）議員に監事をお願いしたい。

9 その他

(1) 第4回定例会会期中の議員駐車場について

総務課長から次のとおり説明があった。

(総務課長)

第4回定例会会期中の議員駐車場について連絡する。第3回定例会から市役所構内駐車場の全面が使用可能となったことから、第4回定例会においても、市役所構内駐車場の南側への駐車協力を依頼するものである。

第4回定例会開会日の11月27日から最終日の12月16日までの間、議員の駐車場として市役所構内駐車場の南側をコーン及びバーで囲む。今回は、市民の駐車スペース確保のため、議員駐車場の北側コーン及びバーを駐車区画線上に設置したいと考える。北側のコーン及びバーに沿った4台分は駐車区画の余裕が少なくなるので、車の駐車に自信のある議員に積極的に駐車してもらうようお願いする。議員には、駐車場の西側、セブンイレブンの向かい側から職員用駐輪場と職員用バイク置場の間を通り、駐車禁止エリアを通過して、市役所構内駐車場の南側に駐車してもらいたいと思う。前橋城横の通路ではないので、注意するようお願いする。職員用駐輪場と職員用バイク置場の間の通路と駐車禁止エリアの間には一般車両の進入を防ぐためコーンが置いてあるので、通過の際はコーンをどけて通過してもらい、通過後はそのコーンを必ず戻すようお願いする。また、大通りから出入口の通路に入る部分と、出入口の通路と駐車禁止エリアの間の部分には車止めが設置してあるので、衝突しないよう注意して通行願う。

なお、大通りからの入場、退出の際は、通行の安全のため、必ず左折で入場してもらい、必ず左折で退出してもらうようお願いする。

(2) 次期各派代表者会議の日程について

11月27日（木）午前10時から行うこととされた。

(3) 決議案の提出について

小曾根議員及び議長から次のとおり発言があった。

(小曾根議員)

11月13日に小川市長に辞職勧告書を提出した32名の議員を代表して発言させよう。

提出した辞職勧告書において、27日の第4回定例会開会までに辞職を決断しない場合は議会において不信任決議を行うことを明言している。残念ながら、今日時点で辞職を決断してもらっていない。明日、定例会の招集が告示されたら決議案を議長に提出できるよう準備を進めているので、提出したら議会運営委員会で協議してもらおうよう議長をお願いする。

(議長)

決議案の提出については、これまでも小曾根議員をはじめ、各会派の代表者からもいろいろ相談を受けている。事前に話を受けているので、この後の議会運営委員会で次期日程を協議するが、

11月20日で調整するよう議会運営委員長には申し送りしてあるので、承知しておいてもらえればと思う。

×

×

日時・場所	11月26日(水)	議会運営委員会室
	開議 午後3時57分	散会 午後4時5分
出席議員	富田議長、藤江副議長、小曾根、近藤(登)、新井、小淵、堤、近藤(好)、石塚、角田各議員、(オブザーバー)中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員	
当局出席者	細谷副市長、総務部長、秘書、文書法制各課長	

1 小川市長の退職について

議長及び議事課長から次のとおり説明があり、議会運営委員会において取扱いを協議することで了承された。

(議長)

昨日、市長から11月27日付で退職したい旨の退職願が議長に提出された。

11月13日に議員32名の連名で小川市長に提出した辞職勧告書の内容を受け入れてもらった形となる。退職願の取扱いについて、事務局から説明を求める。

(議事課長)

地方自治法第145条の規定では、地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前20日までに議長に申し出なければならない。ただし、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。そのため、期日前の退職については議会の同意が必要になる。

2 決議案の取下げについて

議長から次のとおり説明があり、了承された。

(議長)

11月27日に議題とすることが確認されている決議案については、議題1と関連し、本日付で提出者から議長に取下げ願が提出された。については、この後、議会運営委員会において取扱いを協議してもらいたいと思う。

3 議案の取下げについて

総務部長から次のとおり説明があり、議案の取下げについては、申し出のとおり取扱いとし、議案書の取扱いは、既に配付してある議案書はこのままで、議案第135号は欠番とする扱いにされた。

(総務部長)

第4回定例会に提出を予定していた議案第135号前橋市長の給与の特例に関する条例の制定については、昨日、小川市長が議長宛てに退職願を提出したことに伴い、取下げをさせてもらいたいと思う。

4 その他

(1) 議案第135号以外の議案について

石塚議員から発言があり、総務部長から、議案第135号以外の議案については、このまま提出させてもらいたいと説明があった。

(2) 退職願について

議長及び小曾根議員から発言があり、議事係長及び議事課長から次のとおり説明があった。

(議事係長)

退職願については、提出日が11月25日で記載されている。この11月27日をもってという文言がなければ、地方自治法第145条の規定により20日後の退職になるが、市長が11月27日に退職したいという希望を持って、このような文言になっていると思う。

(議事課長)

市長選挙の50日については、議長から選挙管理委員会に通知し、選挙管理委員会が通知を受領した日から50日ということになっている。通知はまだ発出していないので、この後、議長決裁をもって通知を発出したいと思う。

■ 議 長 会

◇ 中核市議会議長会総会

期 日 10月23日(木)

場 所 ホテルルポール麹町(東京都千代田区)

出席者 富田議長、関口事務局長

〔会議の概要〕

1 議案審議

- (1) 国等への要望事項(案)について
- (2) 令和8年度負担金(案)について
- (3) 令和8年度役員市選任(案)について

×

×

◇ 全国競輪主催地議会議長会臨時総会

期 日 10月28日(火)

場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知(高知県高知市)

出席者 富田議長、関口事務局長

〔会議の概要〕

1 会務報告

2 協議事項

- (1) 令和7年度運動方針に基づく陳情行動の実施(案)について
- (2) 陳情書(案)について
- (3) 全国競輪主催地議会議長会加入者負担金の減額に関する申合せ(案)について
- (4) 令和8年度の負担金(案)について

3 報告事項

- (1) 災害見舞金の贈呈について
- (2) 令和8年度の会議予定について

×

×

◇ 群馬県市議会議長会事務局長会議

期 日 11月7日（金）

場 所 群馬県市町村会館（前橋市）

出席者 関口事務局長

〔会議の概要〕

1 報告事項

- （1）定期総会について
- （2）知事との懇談会について
- （3）都県提出議案について
- （4）令和8年度「上下水道の老朽化・防災対策に関する特別委員会」委員候補市等の推薦について
- （5）その他

2 協議事項

- （1）次期臨時総会について
- （2）令和8年度予算編成方針について
- （3）各市提出議題について

3 その他

- （1）令和8年度役員（案）について
- （2）関東市議会議長会令和8年度各種負担金、総会等行事開催表について
- （3）全国市議会議長会令和8年度各市負担金（案）について
- （4）その他

×

×

◇ 都道府県庁所在都市議長会定期総会

期 日 11月10日（月）

場 所 琵琶湖ホテル（滋賀県大津市）

出席者 富田議長、関口事務局長

〔会議の概要〕

1 議事

- （1）理事の選任について
- （2）決議（案）について
- （3）次期定期総会開催市について

(4) その他

×

×

◇ 群馬県市議会議長会理事会

◇ 群馬県市議会議長会定期総会

期 日 11月14日(金)

場 所 館林市文化会館(館林市)

出席者 富田議長、藤江副議長、関口事務局長

〔会議の概要〕

1 議事

(1) 諸報告

ア 会務報告について

イ 慶弔報告について

(2) 議案審議

ア 会長提出議案第3号 令和8年度予算編成方針について

イ 各市提出議題について

(3) 次期臨時総会について

2 その他

(1) 令和8年度 群馬県市議会議長会役員名簿

(2) 今後の行事予定

(3) その他

ロビ一

10・11月の日誌

月 日	曜日	日 誌
10月 3日	金	各派代表者会議
10月20日	月	総務常任委員会 教育福祉常任委員会 各派代表者会議
10月21日	火	市民経済常任委員会 建設水道常任委員会
10月22日	水	各派代表者会議
10月23日	木	中核市議会議長会総会
10月28日	火	全国競輪主催地議会議長会臨時総会
11月 6日	木	議会運営委員会行政視察（和歌山市、和泉市、～7日）
11月 7日	金	群馬県市議会議長会事務局長会議
11月10日	月	都道府県庁所在都市議長会定期総会
11月14日	金	群馬県市議会議長会理事会 群馬県市議会議長会定期総会
11月17日	月	教育福祉常任委員会 総務常任委員会
11月18日	火	建設水道常任委員会 市民経済常任委員会
11月19日	水	各派代表者会議 議会運営委員会
11月20日	木	議会運営委員会
11月26日	水	各派代表者会議 議会運営委員会

10・11月の視察来訪

月 日	曜日	来 訪	人数	調 査 事 項
10月 1日	水	金沢市（石川県）	9人	まえばし暮らしテック推進事業による共助型未来都市の実現について

月 日	曜日	来 訪	人数	調 査 事 項
10月 3日	金	香取市（千葉県） 神崎町（千葉県）	2人 1人	P a r k - P F I 事業について
10月 8日	水	大府市（愛知県）	9人	自治会支援について
10月15日	水	芦屋市（兵庫県）	8人	ソーシャル・インパクト・ボンドの導入効果について
10月15日	水	芳賀町（栃木県）	8人	子どもの遊び場づくりについて
10月22日	水	出雲市（島根県）	9人	めぶく P a y について
10月23日	木	刈谷市（愛知県）	9人	自治会 D X について
10月30日	木	大崎市（宮城県）	8人	前橋市アーバンデザインによる官民連携のまちづくりについて
10月31日	金	米子市（鳥取県）	4人	前橋アーバンデザインについて
11月 6日	木	青森市（青森県）	8人	M a a S 推進事業について
11月12日	水	三条市（新潟県）	11人	アーバンデザインによる官民連携まちづくりについて

——— 図 書 室 だ よ り ———

（10・11月寄贈図書）

書 名	著（編）者	発 行	備考
前橋学ブックレット43 資料集 鈴木貫太郎・孝雄と前橋	前橋鈴木貫太郎顕彰会	上毛新聞社	寄贈

議 会 月 報 令和7年10・11月号

編集 前橋市議会事務局議事課調査係

発行 前橋市議会事務局

